

令和3年度

第9回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和3年度第9回江別市農業委員会定例総会議事録

令和4年1月28日（金） 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館21号室

1 出席委員（20名）

佐藤和人
大井川和雄
西純一
三好雄一
百瀬誠記
田中浩一
中田和孝
清水雅彦
山田保彦
伊藤良明
保倉浩行
中島清文
佐藤昇
得能謙二
渡部正廣
工藤多希子
山口利夫
長谷川礼子
松下博樹
浅野目貴史

2 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	岩	渕	淑	仁
	主幹	前	田	幸	一
	主査	川	合	正	洋
	主任	大	野	慶	廣
	主任	岩	佐	吉	記
	主任	金	澤	由	希

3 議事日程

- | | | |
|-------|------------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 報告第38号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第5 | 報告第39号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第6 | 報告第40号 | 農地法第5条の規定による届出について |
| 日程第7 | 報告第41号 | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について |
| 日程第8 | 報告第42号 | 第4回農政常任委員会開催結果報告について |
| 日程第9 | 報告第43号 | 第10回農地常任委員会開催結果報告について |
| 日程第10 | 議案第29号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第11 | 議案第30号 | 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分） |
| 日程第12 | 議案第31号 | 第10回農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第13 | 議案第32号 | 農用地の買入協議に係る要請について |
| 日程第14 | 議案第33号 | 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| 日程第15 | 議案第34号 | 農業経営基盤強化促進基本構想策定に係る意見について |

4 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和3年度第9回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、西委員、中島委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和3年度第9回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和4年1月28日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和3年度第1回臨時総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第38号

- 議長 日程第4 報告第38号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
岩佐主任。
○岩佐主任 報告第38号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。
今回提出がありましたのは、No.22からNo.27の計6件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

以上、6件 全11筆 公簿地目 畑2, 418.00㎡を内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第38号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第38号を終結いたします。

◎報告第39号

○議長 日程第5 報告第39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 報告第39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明申し上げます。

これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回提出がありましたのはNo.4及びNo.5の2件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

以上、現況地目 畑12筆、その他3筆 計142,746.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第39号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第39号を終結いたします。

◎報告第40号

○議長 日程第6 報告第40号 農地法第5条の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 報告第40号 農地法第5条の規定による届出について、ご説明申し上げます。

今回届出がありましたのはNo.6及びNo.7の2件で、所在、地番等につきましては記載のとおりでございます。

内容につきましては、市街化区域内の農地について権利の移動を伴い転用しようとするものであり、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

転用目的は、No.6 及びNo.7 のいずれも、共同住宅 1 棟の建築と敷地の整備をしようとするものでございます。

審査の結果、受理相当と認められましたので、農地事務取扱要領に基づき受理したものでございます。

以上、2 件 現況地目 畑 2 筆 1, 7 6 9. 0 0㎡でございます。

説明は、以上でございます。

- 議長 これより報告第 4 0 号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第 4 0 号を終結いたします。

◎報告第 4 1 号

- 議長 日程第 7 報告第 4 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

岩佐主任。

- 岩佐主任 報告第 4 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について、ご説明申し上げます。

今回通知がありましたのは、No.1 7 の 1 件でございます。

内容につきましては、それぞれ賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長 これより報告第 4 1 号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第 4 1 号を終結いたします。

◎報告第 4 2 号

- 議長 日程第 8 報告第 4 2 号 第 4 回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

- 農政常任委員長 報告第 4 2 号 令和 3 年度第 4 回農政常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件 1 農業経営基盤強化促進基本構想策定に係る意見について、事務局より説明を受け、協議した結果、適当であると意見を集約することといたしました。

付議事件2 令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について、意見書の集約については、農業委員の皆さまから集約することといたしました。

また、集約の時期は3月上旬頃までといたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第42号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第42号を終結いたします。

◎報告第43号

○議長 日程第9 報告第43号 第10回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第43号 令和3年度第10回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 農地法第4条の規定による許可申請について (知事処分)

付議事件3 第10回農用地利用集積計画の決定について

付議事件4 農用地の買入協議に係る要請について

付議事件5 江別市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第43号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第43号を終結いたします。

◎議案第29号

○議長 日程第10 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.9からNo.13の5件でございます。

No.9は、親名義の1/2の持分を使用貸借している残り1/2持分の子へ無償譲渡することにより所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.10は、親名義の使用貸借としていた1筆を、子へ無償譲渡により所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.11は、所有者の逝去に伴い、遺言で指名されて贈与を受けた法定相続人ではない者に所有権移転がなされるもので、譲受者は引継地を営農する者でなければならず、また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.12は、農地を所有している親から子へ使用貸借権の設定が20年でなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.13は、土地所有者個人から、今年から営農し農地所有適格法人となる見込の法人へ所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、5件31筆 計129,309.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第29号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第29号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請5件、可とする決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第30号

○議長 日程第11 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について(知事処分)をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.2の1件でございます。

本件は、市街化調整区域内において自己が所有する農地での転用で、北海道知事処分事件になるものでございます。

転用目的は、農業用倉庫及び加工作業場を整備するために農地転用するものであります。

本案件における農地転用はやむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題ないとするほか、農地法等関係条項に照らし許可相当であると考えられます。

以上、1件 畑1筆の内の5, 478. 345㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第30号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第30号を採決いたします。

農地法第4条の規定による許可申請について知事処分、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第31号

○議長 日程第12 議案第31号 第10回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

岩佐主任。

○岩佐主任 議案第31号 第10回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが1件4筆12, 392. 00㎡、利用権設定に係るものが52件270筆2, 035, 728. 58㎡、利用権移転に係るものが1件11筆34, 721. 00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第18号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.39、No.40、No.43、No.45及びNo.77を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

利用権設定のNo.39ほか計5件を除き採決いたします。

第10回農用地利用集積計画の決定について、申出49件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

引き続き議案第31号の利用権設定のNo.39、No.40、No.43及びNo.45に対する質疑に入りますが、得能委員が議事参与の制限を受けますので退席を願います。

(得能委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第31号の利用権設定のNo.39ほか計4件を採決いたします。

第10回農用地利用集積計画の決定について、申出4件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

得能委員の復席を願います。

(得能委員復席)

引き続き議案第31号の利用権設定のNo.77に対する質疑に入りますが、伊藤委員が議事参与の制限を受けますので退席を願います。

(伊藤委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第31号の利用権設定のNo.77を採決いたします。

第10回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

伊藤委員の復席を願います。

(伊藤委員復席)

◎議案第32号

○議長 日程第13 議案第32号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

岩佐主任。

○岩佐主任 議案第32号 農用地の買入協議に係る要請について、ご説明申し上げます。

これは、記載されている2名の方から所有権移転の申出があり、農業経営基盤強化促進法第15条第2項の規定に基づき公益財団法人北海道農業公社を含めて調整を行ったところ、意向が一致しなかったもので、このままでは公社が当該農用地に係る権利を

取得できなくなることにより、認定農業者又は認定新規就農者への利用権の設定等が困難になる恐れがあるため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により公社による買入協議を行うよう、江別市長から公社及び農地所有者に対して通知することを市長に要請することについて意見の決定を求めるものでございます。

内容につきましては記載のとおりで、全13筆35,196.00㎡が対象となっております。

以上でございます。

○議長 これより議案第32号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第32号を採決いたします。

農用地の買入協議に係る要請について、要請2件、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第33号

○議長 日程第14 議案第33号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

川合主査。

○川合主査 議案第33号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、ご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、江別市の農業振興地域整備計画を変更するにあたり、市長から当委員会へ意見を求められているものでございます。

今回意見を求められておりますのは、除外2件でございます。

変更理由及び内容についてご説明申し上げます。

まず、除外1件目につきまして、申請者は農業者の後継者の父であり、後継者世帯と同居するため新たな農家住宅を経営地に建設するため、農業振興地域整備計画に農家住宅として位置付けをして、農用地区域から除外したいという案件であります。

所有する土地は、農用地区域しかなく他に代替性がないこと、隣接耕作者の農地出入りを塞ぐような場所などにも位置しておらず周辺農地との分断要素等もならない等の要件などから、申請内容どおり変更することについて支障はないものと考えます。

次に、除外2件目につきまして、申請地に隣接する商業施設の駐車場に物流センターが設置されるに当たり、駐車場として使用できる場所が現行敷地内になくなることから、この代替地を確保する必要があるため、隣接する申請地を農用地区域から除外したいという案件であります。

所有する土地は、土地の2辺が市街化区域と接し、周囲は市街化された場所に立地しております。

周辺状況から見て今回申請の農用地以外に候補地がないこと、農用地区域内の辺縁部で突出した状態となっており、隣接耕作者の農地出入りを塞ぐような場所などにも位置しておらず、周辺農地を分断するような要素がないなどの要件から、申請内容どおり変更することについて、支障はないものと考えます。

以上の理由から、今回の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請内容のとおり変更することについて支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては、それぞれ資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより議案第33号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第33号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第34号

○議長 日程第15 議案第34号 農業経営基盤強化促進基本構想策定に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

川合主査。

○川合主査 議案第34号 農業経営基盤強化促進基本構想策定に係る意見について、ご説明申し上げます。

本基本構想は、農業経営基盤強化促進法施行令第2条に基づき、おおむね5年ごとに、その後の10年間に向けて市が定める目標を取りまとめたものでございます。

現在、市の農業振興課において策定作業が進められておりますが、本基本構想の策定に当たっては、同法施行規則第2条において農業委員会の意見聴取が義務付けられておりますことから、今回、農業委員会に対し意見集約を求められたものでございます。

意見集約に当たりまして、先ほどの農政常任委員長報告にもございましたとおり、本日開催いたしました農政常任委員会において、基本構想の内容についてご協議いただいたところでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長 これより議案第34号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第34号を採決いたします。

農業経営基盤強化促進基本構想策定に係る意見について、原案どおり、可とする意見を付すことに決定いたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和3年度第9回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後4時1分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月28日

議長（会長）

署名委員

署名委員